

# 簡易受託研究取扱内規

(2006年3月3日制定)  
改正 2015年 3月 6日

(目的)

**第1条** この内規は、東京女子大学（以下「本学」という。）の教育職員が、本学における教育研究活動の活性化及び社会貢献に資することを目的として行う受託研究のうち、受託研究取扱規程の対象とならない簡易受託研究の取扱いについて定める。

2 この内規に定めのない事項については、受託研究取扱規程を準用する。

(定義)

**第2条** この内規において、簡易受託研究とは、本学の教育職員が行う受託研究のうち、研究期間が3か月未満のもの又は研究費の総額が30万円未満のものをいう。

(受入決定)

**第3条** 簡易受託研究の受入の可否は、申請に基づき、大学評議会の審議を経て、学長がその意見を徴し決定する。

(契約の締結)

**第4条** 本学と委託者は、前条で受入が決定した簡易受託研究について、直ちに受託研究契約を締結する。

2 受託研究契約には、研究内容について次の条項を定めなければならない。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容
- (4) 研究担当者（申請者に同じ）
- (5) 研究に要する経費金額
- (6) 研究期間
- (7) 研究場所

3 第2項第6号の期間は、原則として当該年度内とする。

(受託研究費の取扱)

**第5条** 本学は、委託者が受託研究契約に定めるところに従って納入する受託研究費を、本学の会計を通して経理する。

2 簡易受託研究においては、管理費の徴収は行わず、受託研究費は全額当該受託研究のための支払いに充てるものとする。

(内規の改廃)

**第6条** この内規の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長がその意見を徴し決定する。

**附 則** (2006年3月3日制定)

この内規は、2006年4月1日から施行する。

**附 則** (2015年3月6日改正)

この内規は、2015年4月1日から施行する。